

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和4年6月7日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農用地利用集積計画の承認について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第6号 関市農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君
10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君
19番 田下 喜代 君		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君	農業委員会事務局書記	波多野 恵 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君		

午前10時00分開会

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の全員のみなさんのご出席をいただいておりますので本日の総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

11番 足立委員、12番 青山委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いいたします。

議案の1ページ。受付番号2番、7番の字名が違っております。

算数の算に北と書いてありますが、正しくは竹冠に見るに北と書いて笥北が正しい字名です。訂正をお願いします。

それでは改めまして、議案第1号農用地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、1ページ、2ページになります。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、更新が 5筆 6, 405㎡ 使用貸借権設定に関するものについて、新規が1筆 565㎡。更新が 12筆 18, 051㎡です。

地区は、武芸川、洞戸の2地区です。

権利の設定を受ける者は、武芸川農産他でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第1号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですのでこれより裁決します。

議案第1号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議案第1号の農用地利用集積計画について原案のとおり承認する事とします。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は、3ページになります。

1番の案件

位置図は、1ページ、2ページになります。

申請地は、グリーンフィールド中池の南170m程に位置する農振農用地区域内の
田 1筆 3, 498㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は該当農地を後継者である孫であり、子である譲受人に贈与するというもの。

譲受人は現在、仕事の関係で遠方に居住しているが、農繁期や休日を利用し、農作業を継続してお

り、将来は農業の後継者になる覚悟であり、譲渡人である祖母及び父からの贈与の申し出を受け、該当農地を受贈すると言うものでございます。

2番の案件

位置図は、3ページ、4ページになります。

申請地は、関下有知高等学校の北東330m程に位置する農振農用地区域内の 田 1,461㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、住所が遠方であり、本申請地において耕作を行うことが困難となってきたため、譲受人に売却すると言うもの。

譲受人は、農業耕作の拡大・充実を計画しており、申請地の取得により耕作の一層の効率化が期待できるので、購入すると言うものでございます。

3番の案件

位置図は、5ページ、6ページになります。

申請地は、栗原集会所の北東140m程に位置する農振農用地区域内の 畑 92㎡。

申請の目的は、所有権移転でございます。

譲渡人は、譲受人の住家の近隣の畑であるため購入したいとの強い要望があった為、売り渡すと言うもの。

譲受人は、住家の近隣の畑であり、申請地を購入し野菜畑として使用し、生活の安定を図るもの。

また、所有する畑と一体で野菜畑として耕作すると言うものでございます。

なお、譲受人には違反転用があり、是正する旨の誓約書が必要であります。提出されておられません。

以上、所有権移転に関するもの3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、補足説明をいただく前に、伊藤委員さん、申請者の居住地の担当であります野田委員さん、申請地担当の山田委員さんから譲受人の営農状況についてご意見がありましたらお伺いをいたします。

○6番（伊藤均君）

まず、塔ノ洞の件ですけども、息子さんが帰ってきて農業をやりたいということでお願いされたので印鑑を押ししました。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。

他の委員さんはよろしいでしょうか。

私の担当のところもご意見申し上げるところはございません。

補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

それではご意見が無いようですので、議案第2号について、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号の3件について、許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手を頂きました。

全員挙手のため、議案第2号の3件について許可することとします。

続きまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。
議案は、4ページになります。

議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。
議案は、4ページになります。

1番の案件

位置図は、7ページ、8ページになります。

申請地は、北野町集会場の南60m程に位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 205㎡
農地の区分は 住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしており、宅地化が著しい区域内の農地である為第3種農地と判断します。転用目的は一般個人住宅です。

申請人は、隣接地に居住しているが、住居を増築するにあたり建物の一部が申請地にかかることがわかり申請をすると言うものでございます。

5月12日に現地確認をしたところ、令和元年11月頃からすでに宅地として使用しており、始末書が添付されております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、これより質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号の1件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第3号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページ からになります。

1番の案件

位置図は、9ページ、10ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅の南東 150m程に位置する田 1筆 548㎡の内

242.39㎡ 畑 1筆 38㎡。登記地目 田 現況地目 畑 1筆 31㎡

3筆合計 311.39㎡ 農地の区分は、申請地から概ね300m以内に長良川鉄道関富岡駅が

あるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。譲渡人らは譲受人の申し出に応じると言うもの。

譲受人は、現在の住宅は手狭であることから譲渡人らに本申請地を買い受け、自己用住宅敷地として利用したいと言うものでございます。

また、残地の305.61㎡につきましては、譲渡人うちの一人が耕作を行うとの確認をしております。

5月12日に現地を確認したところ、田及び畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件

位置図は、11ページ、12ページになります。

申請地は下迫間公民館の西北西380m程に位置する 登記地目 畑 現況地目 雑種地

96㎡。農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する

10ha未満の農地の区域内であるため 第2種農地と判断します。

転用の目的は、貸資材置場でございます。譲渡人は 営農が困難なため、応諾したもの。

譲受人は、息子が申請地の近隣で建設会社を経営しており、今般、事業の拡大に伴い、業務に使用する資材の保管場所が必要になったことから、申請地を購入して資材置場として息子の会社に貸与するものでございます。5月12日に現地を確認したところ、平成27年頃からすでに雑種地となっており、始末書が添付されております。申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成する事が出来る土地が無いと判断します。

3番の案件

議案は 6ページ。

位置図は、13ページ、14ページになります。

申請地は、安桜小学校の南西360m程に位置する 畑 2筆 185㎡。

登記地目 宅地 現況地目 畑 12.87㎡。3筆合計 197.87㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、刃物工場駐車場でございます。

譲渡人は、本申請地を相続にて取得したが、高齢であることから農地として適切に管理することが困難となってきた為、譲渡すと言うもの。

譲受人は、本申請地の東側にて刃物工場を営んでおり、駐車場として利用するため、本申請地を譲り受けたいと言うものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、耕土が剥がされ山積みされておりましたが、27日に再確認をしたところ、耕土が戻っており、畑で農地性ありと確認しました。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

4番の案件

位置図は、15ページ、16ページになります。

申請地は、倉知小学校の東70m程に位置する 登記地目 原野 現況地目 畑 2筆

110.15㎡ 畑 3筆 329㎡。5筆合計 439.15㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は診療所駐車場でございます。賃貸人は高齢になり、農地の管理が困難になってきたところ、賃借人より駐車場として利用したい旨の申し出があり、応諾すると言うもの。

賃貸人は、診療所の駐車場をお客様及び従業員用の駐車スペースとして利用していたが、お客様が増え、駐車場が不足してきたことから、従業員用の駐車場として、本申請地を借り、駐車場として転用したいと言うものでございます。5月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

5番の案件

議案は7ページ。位置図は、17ページ、18ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 関広見インターチェンジの東 710mほどに位置する 田 4筆 合計 1,975㎡。農地の区分は 農振農用地 区域内の農地です
転用の目的は、砂利採取の一時転用です。

一時転用期間は、許可日より令和5年10月27日までです。

賃借人は、砂利資源の枯渇化に伴い農地に埋蔵する砂利を採取し、骨材需要に供すると言うもの。

賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、田 で農地性ありと確認しています。

申請地は 農振農用地であるため原則不許可であります。一時転用であるため農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。なお、事変1番と同時許可案件になります。

6番の案件

位置図は、19ページ、20ページになります。

申請地は、上菅谷集会場の 南 290m 程に位置する登記地目 田 現況地目 畑 170㎡。
登記・現況地目 畑 191㎡。2筆合計 361㎡。

農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、別荘の庭でございます。

譲渡人は、相続により実家及び農地を取得したが、遠方のため通作に支障をきたしていたところ、譲受人から建物及び隣接する土地を買い受けたいとの要望があり、応じると言うもの。

譲受人は譲渡人の家屋を購入するにあたり、隣接する農地を別荘の庭として利用したいと言うものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果他に事業の目的を達成する事が出来る土地が無いため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件

議案は 8ページ。

位置図は、21ページ、22ページになります。

申請地は、高野公民館の 南 100m程に位置する 田 548㎡。

転用の目的は、一般個人住宅です。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

譲渡人は、本業が多忙で、農業経営が難しいため、譲受人の申し込みに応諾したと言うもの。

譲受人は、親と同居しているが、独立して自宅を持ちたいと考え、一般個人住宅を建築したいと言うものでございます。

5月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの5件、賃貸借権設定に関するもの2件 合計7件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第4号について、補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第4号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いし

ます。

(挙手無し)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号の7件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

続きまして、議案第5号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第5号・第6号につきましては、修正や追加議案がありますので、本日お配り致しましたA4 2枚の総会議案をご覧ください。

○議長（野村茂君）

よろしいですかね。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第5号事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

本日お配り致しました 議案の、1ページをご覧ください。

1番の案件

位置図は、23ページ、24ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見インターチェンジの 東 590m程に位置する 田 21筆 12, 737㎡。

農地の区分は 農振農用地 区域内の農地です変更内容は、事業計画の変更です。

当初事業計画者は、令和4年4月28日付にて砂利採取として、5条の一時転用許可を得ておりますが、砂利採取地が4筆追加し、拡張する事となった為、事業計画を変更したいと言うものです。

5条5番と 同時許可案件となります。以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について、補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

(挙手無し)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(挙手無し)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の1件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第5号1件については、原案のとおり承認することとします。

次に、議案第6号関市農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第6号につきましても、本日お配り致しました、議案の2ページを見ていただきますようお願い致します。

議案第6号関市農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について。

令和4年6月2日付にて相宮千秋委員より、提出された辞任願に対して、同意を求めます。

第5地区の委員である相宮委員から、病気療養中のため、推進委員の活動が難しいということで、辞任願が提出されました。辞任する場合については、農業委員会の同意を得ることが必要となり、総会の議決が必要となります。以上、辞任願についてのご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。田下委員さん、何かご意見がございましたらご意見をお願いいたします。

○19番（田下喜代君）

田内さんもよく知って見える人だし心強いし、ちょこっとしか任期も無いもんで、残り2人でやっていけると思っています。

○議長（野村茂君）

ありがとうございます。田下委員さんからは、相宮さんが辞任されても1人の推進員の方と2人でやっていきたいというご意見をいただきました。

野田委員さんにつきましては、前回、ご欠席でしたので、野田委員さんの地区も松田委員さんが辞任をされました。野田委員さん何かご発言ありましたらよろしくお願いいたします。

○5番（野田卓志君）

まずもって、前回欠席いたしまして、申し訳ございませんでした。今までも松田委員活動実績が無く、私一人ですっとやっておりましたので、今後も私一人でやっていきたいと思っております。

○議長（野村茂君）

ありがとうございます。野田委員さんの方から補充は無しで、野田委員さん一人でやっていただけるということのご意見をいただきました。

ご意見をいただきましてまことにありがとうございました。

これより質疑を行いたいと思っております。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします

（挙手あり）

はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）

質疑ではありませんけれども、担当地区ですけれども、武芸川の方が、洞戸とか上之保を担当してみえるんですね。相宮さんの話です。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

ほんとですね、すみません。議案の2ページですね。担当地区第5地区ということで、洞戸、板取及び上之保と入っておりますが、上之保ではありません。武芸川地区になります。すみません訂正をお願いします。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。それでは他に質疑はございませんでしょうか。

（挙手無し）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案6号について、原案のとおり同意することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。

議案第6号の関市農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について、原案のとおり承認する

こと致します。

推進委員さんの補充についてでございますが田下委員さん、野田委員さん共に、推進委員さんの補充は行わなくても活動は出来るとの事でした。

関市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の中にも、「推進委員の欠員が定数の6分の1を超えた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充するものとする。」とありますが、今回、定数の6分の1を超えませんので「補充は行わない」といたしますので皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして何かご質問等ありましたら、お伺いいたしますがよろしいでしょうか。

(挙手無し)

それではご質問も無いようですので、推進委員さんの補充は行わない事と致します。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ (印)

11番

_____ (印)

12番

_____ (印)